

指定介護老人福祉施設 かららの里

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

群馬県指定 第1072400227号

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたい事を次の通りご説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目 次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	4
7. 苦情の受付について	5
8. 身体拘束の禁止	5
9. 虐待の禁止	6
10. 医療と介護の連携の強化	6
11. 認知症に係る取組の情報公表の推進	6
12. 看取り期におけるケアの充実	6
13. ハラスメント対策について	7
14. 業務継続計画（BCP）の策定	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 しもにた会
(2) 法人所在地 群馬県甘楽郡下仁田町大字下小坂877番地
(3) 電話番号 0274(82)0222
(4) 代表者氏名 理事長 神戸康全
(5) 設立年月 平成14年8月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業所の名称 指定居宅介護支援事業所 かぶらの里
平成14年8月1日指定 群馬県 第1072400227号
(3) 事業所の所在地 群馬県甘楽郡下仁田町大字下小坂877番地
(4) 電話番号 0274(82)0222
(5) 事業所長（管理者）氏名 今井妙子
(6) 当事業所の運営方針・目的

指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保する為に、事業所の介護支援専門員が、要介護・要支援状態にある高齢者に対して、適正な居宅介護支援を提供する事を目的とし、利用者が居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営む事が出来る様に、利用者の意思及び人格を尊重し、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明し、利用者に提供する居宅サービス等が公正中立になる様に援助します。又、事業の運営に当たっては、関係市町村・他の指定居宅介護支援事業者との連携に努めるものとします。

- (7) 開設年月 平成14年8月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 下仁田町及び富岡市
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（12月29日から1月3日を除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とします。

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職員数	職務
1. 事業所長（管理者）	1名	事業者の管理及び業務の管理の一元化
2. 介護支援専門員	1名	指定居宅介護支援の提供

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

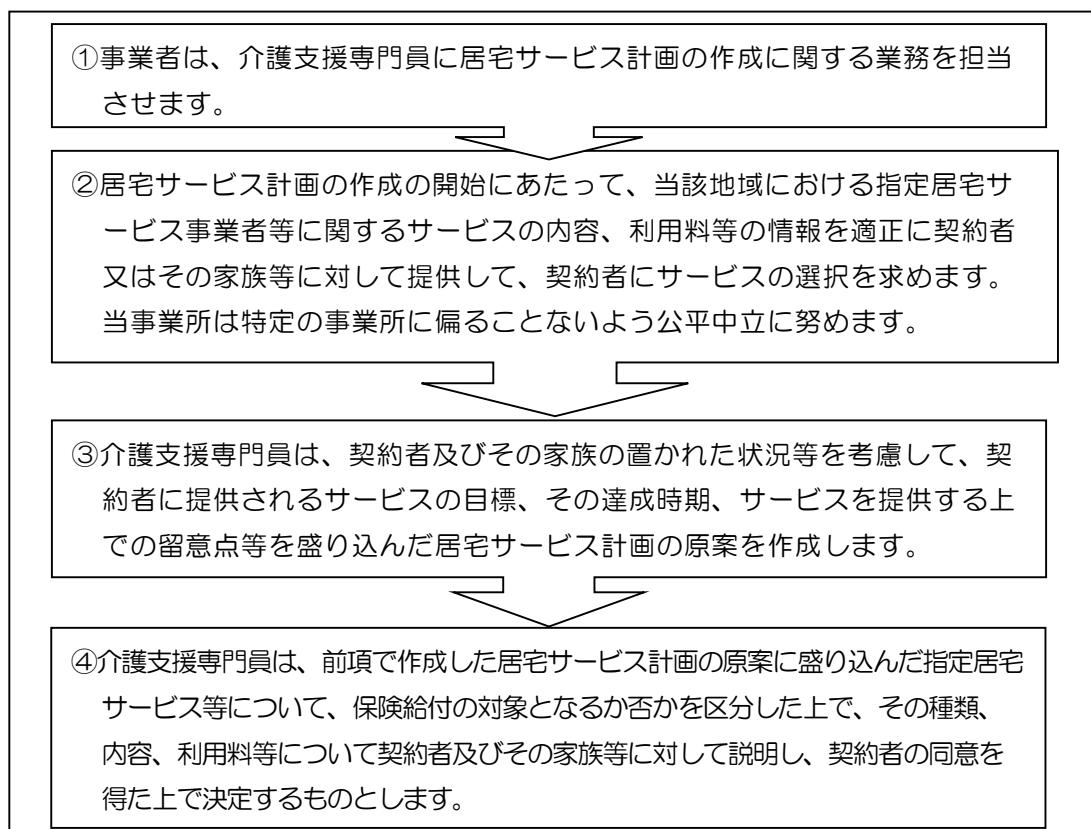
(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

＜サービスの内容＞

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回（テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合は少なくとも二月に一回）利用者の居宅を訪問し、利用者に面接とともに一月に一回、居宅サービス計画の実施状況（モニタリング）の結果を記録します。

- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤ケアマネジメントの公平中立の確保

前6か月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合と各サービスの同一事業者によって提供されたものが占める割合等について説明を行い、理解を得るよう努めます（別表）。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金（別表）について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

（2）交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費を頂きます。

6. サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（2）介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交

替を申し出ることが出来ます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

■苦情受付窓口（担当者）

職名 介護支援専門員 今井妙子

電話 0274-82-0222

■受付時間 月曜日～土曜日 8:30～17:30を基本としますが、 それ以外の時間帯でも受け付けております。

また、苦情受付ボックスを正面玄関に設置しています。

（2）第三者委員による苦情の受付

■永井 福美 電話 82-2781

■青木 健次 電話 82-3226

■岡田 邦敏 電話 82-5331

（3）行政機関等の苦情受付

■下仁田町役場 介護保険係

住所 下仁田町大字下仁田682

電話 0274-64-8802

■富岡市役所 高齢介護課介護保険係

住所 富岡市富岡1460-1

電話 0274-62-1511

■国民健康保険団体連合会

住所 前橋市元総社町335-8 市町村会館内2F

電話 027-290-1323

■福祉サービス運営適正化委員会

住所 前橋市新前橋町13-12 (群馬県社会福祉協議会内)

電話 027-255-6669

8. 身体拘束の禁止（契約書第18条参照）

原則としてご契約者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束し、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

（1）従業者に対して、身体拘束の禁止を啓発・普及するための研修を実施しています。

（2）身体拘束廃止委員会を設置しています。

（3）緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

9. 虐待の禁止について（契約書第19条参照）

事業者は、ご契約者的人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 当事業所従業者又は居宅サービス事業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者 管理者：今井 妙子

※高齢者虐待防止措置未実施減算

上記の措置が講じられていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算となります。

10. 医療と介護の連携の強化

- (1) 居宅介護支援の提供の開始にあたり、ご契約者に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼します。
- (2) ご契約者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、ご契約者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることがあります。この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランの交付を行います。
- (3) 訪問介護事業者等から伝達されたご契約者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握したご契約者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
- (4) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。

11. 認知症に係る取組の情報公表の推進

介護サービス事業者の認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表します。

12. 看取り期におけるケアの充実

- (1) 看取りに係る加算の算定要件に、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行います。
- (2) 居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行います。

13. ハラスメント対策について

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者およびその家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

14. 業務継続計画（BCP）の策定

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。
- (4) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

※未策定の場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算となります。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い、交付をしました。

説明者職名 指定居宅介護支援事業所 かぶらの里
介護支援専門員

氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意し、交付を受けました。

契約者住所 _____

氏名 _____

署名代筆者住所 _____

氏名 _____

続柄 _____

家族の代表者住所 _____

氏名 _____

続柄 _____

＜重要事項説明書付属文書＞

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次の事を守ります。

- ① ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

2. 事故発生時の対応について。

ご契約者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、営業区域内の行政機関、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

3. 損害賠償について（契約書第12条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

4. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第13条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合

- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させて頂くことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う事などによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

別表1

＜サービス利用料金＞ (1月当たり：円)

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. 居宅介護支援費	10,860	10,860	14,110	14,110	14,110
2. 特別地域居宅介護支援加算	1,630	1,630	2,120	2,120	2,120

*事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より2,000円を減額することとなります。

別表2

＜その他の加算＞

項目	単価	備考
1. 初回加算	3,000円	新規に居宅サービス計画を作成した場合
2. 入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500円	入院当日に必要な情報提供を行った場合
3. 入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000円	入院後3日以内に必要な情報提供を行った場合
4. 緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円	月2回を限度
5. 通院時情報連携加算	500円	利用者が医療機関において医師の診察を受ける際にケアマネが同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行った場合

6. ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円	在宅死亡の利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身状況等を記録し、主治医及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供した場合
7. 退院・退所加算 (I) イ 退院・退所加算 (I) □ 退院・退所加算 (II) イ 退院・退所加算 (II) □ 退院・退所加算 (III)	4,500 円 6,000 円 6,000 円 7,500 円 9,000 円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合 (I) イ 連携 1 回 (I) □ 連携 1 回 (カンファレンス参加) (II) イ 連携 2 回以上 (II) □ 連携 2 回 (内 1 回以上カンファレンス参加) (III) 連携 3 回以上 (内 1 回以上カンファレンス参加)